事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十一年三月一日から施行する。

平成二十一年二月二十日

奈良県教育委員会教育長　冨　岡　將　人

第一条の二第四号を次のように改める。

四　総務事務システム　電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで奈良県総務部総務厚生センター所長が管理するものをいう。

第十五条の二第一項中「総合文書管理システム等に収受の登録を行い、又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定による処理を必要としない文書は、用紙への出力を省略することができる。

第十五条の二第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第十五条第一項」を「前条第一項前段」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「総合文書管理システム等」を「総務事務システム」に改め、同条第六項中「総合文書管理システム等」を「総務事務システム」に、「第三項から前項まで」を「前三項」に改める。

第二十五条第四項中「、総合文書管理システム等」を削る。